

い で ぶ え も ん
井 手 武 右 衛 門 の 萬 日 記
よろず につ き

井手家の事績は明らかではありませんが、中世以来の土豪の系譜を引くと考えられ、近世以前に下見村(筑紫野市大字下見)に住み、代々武右衛門を襲名して村の庄屋や、金融業を営んでいました。その金融帳簿を「萬日記」といいます。萬日記は別に萬覚帳ともいい近世中期以降から上層農民の間で作られました。今回の萬日記は井手家所有のもので、表題には天保5年(1834)甲午(きのえうま)正月吉祥日・井手氏、裏面には「可不行非儀」と墨書しています。

帳簿は和紙を横に半折した折紙。縦書き。縦37.5センチ横14センチ。表・裏表紙共90ページ。上綴じ。天保5年から同12年までの8年間にわたって記載されています。

- 記載内容は、貸付け年月日と金額、貸付け村や字と氏名、証文の有無と簡単な貸付け理由、その理由の中には、個人の年貢未納の手当、薬代や葬式代、村の公的な郡切り立てや蔵納めなど多岐にわたっています。

- 貸付け先は、農民・大庄屋・庄屋、武家、屋号を持つ薬屋・大工・紙屋・炭屋また、地元の寺院や宝満山の坊など多種多様と幅広い貸付がみられます。

- 金種別については、金貨は両・分・朱、銀貨は匁・目、銭貸は錢貫文、また藩札(匁)そのほか、米や糀種子、小麦、大麦、粟、差紙などがあります。

- 貸付け範囲は、福岡藩(福岡・博多・御笠・上座・下座・夜須郡)、秋月藩、久留米藩、対馬藩田代領と広域にわたっています。

- 年代別の貸付け高と貸付村および寺院

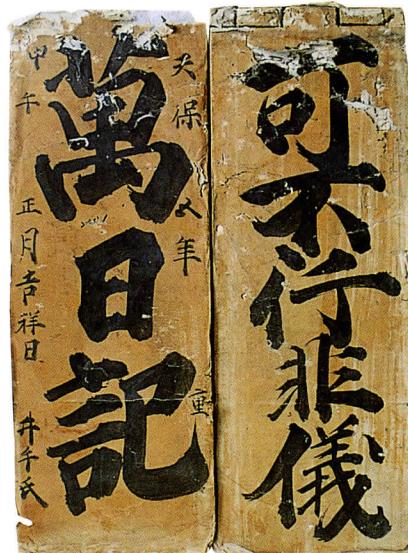
天保5年：78件 金19両3朱 銀18

703匁 米10俵 小麦1俵

粟1俵 差紙164俵 大麦3俵

同 6年：195件 金38両3分1朱

銀21,973匁 錢5,941文



同 7年：	17件	銀1,271匁
同 8年：	34件	金4両1分 銀9,232匁
同 9年：	35件	金3両 銀16,058匁
		米6俵
同 10年：	36件	金2両2朱 銀6,059匁
		米78俵
同 11年：	71件	金30両2分1朱
		銀18,235匁 藩札65匁
同 12年：	59件	金17両3分 藩札3,000匁
		銀6,800匁 小麦3俵 粟30俵

総計 525件

金115両2分3朱	銀98,331匁
-----------	----------

藩札3,065匁	銭5,941文
----------	---------

米94俵	小麦4俵
------	------

大麦3俵	粟31俵
------	------

さしがみ 差紙164俵	
----------------	--

上の数字で銀貨が多く、金貨が少ないので江戸幕府の金融政策にあります。幕府は慶長16年(1611)それまでの金銀の通貨地域を大坂から西側は銀貨を、東側には金貨と定めたことによるものです。銭貨については全国共

通の貨幣として、藩札は領内の通貨不足を補うための紙幣で、福岡藩は元禄16年(1703)にはじめて発行しました。

それでは上記の銀貨(札)の値を金貨に直してみると、天保13年(1842)の幕府公定相場は金貨1両は銀貨64匁に換算しましたので、この相場で銀貨98,331匁と藩札3,065匁を加算すると101,396匁となり、これは金貨の1,584両となります。またこれに金貨115両を加算しますと1,699両となり、この数字は福岡藩が毎年1年間に必要とする乗馬飼料を総郡から徴収した銀高108,900匁にも匹敵します。

8年間の貸付け月別数と金額は、年貢手当の12月がもっとも多く、少ない月は1月です。また貸付けの多い村はもちろん下見村とその周辺の村および寺院などがあります。

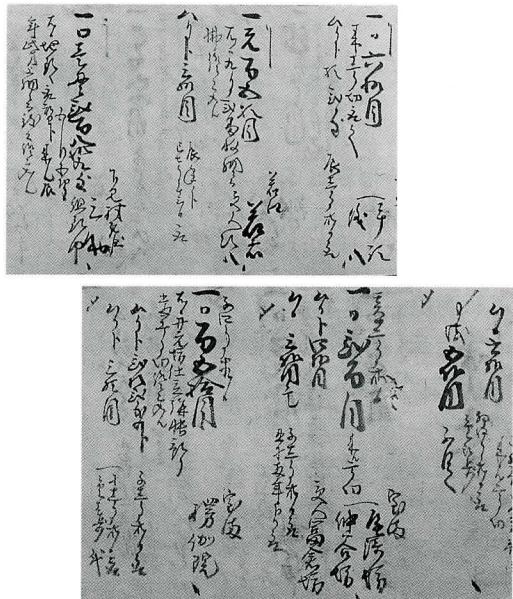
一例を列記しますと

御笠郡：筑紫 原田 若江 隅 西小田
馬市 岡田 諸田 永岡 針摺
山家 牛嶋 吉木 大石 阿志岐
柚須原 香園 天山 宰府 水城
湯町 塔原 古賀 俗明院 武蔵
夜須郡：朝日 二村 石櫃 東小田 栗田
中牟田 甘木
上座郡：比良松 穂波郡：内野 阿恵
福岡：鍛冶町 薬院町 博多：中嶋町
<久留米藩>御原郡：乙隈 横隈 三沢
小郡 津古
<対馬藩>田代領

寺院－明福寺(下見)妙行寺(博多)光
蓮寺(宰府)昌元寺(田代領)
楞迦院 南坊 福泉坊ほか16坊

●貸付けの背景と武右衛門の業績

福岡藩の財政は承応1年(1652)財政が困窮し、家臣に十分の一の上米を命じましたが財政は好転せず、享保17年(1732)の飢饉は藩の総人口の三分の一にあたる約10万人が死亡したため、労働力は激減し、田畠は荒廃して、



農村の疲弊と困ぱいは常習化となりました。また、その後の宝暦・明和改革によって農民の年貢負担は高率となり、農村の貧困が深刻化して、各村々では藩に救済を求め拝借銀を願い出ました。その後、文化期(1804~17)には各地で一揆が発生し、村役人との対立が表面化する中で農民の救済はできず、さらに文政期(1818~29)の自然災害は享保の飢饉以来の被害をもたらし、農民の貧困は極度に達しました。このため藩は、財政の好転と安定のため、改革を天保5年(1834)断行しましたが、改革は大量の藩札を発行したために、これが逆に価格を急落させ、財政は行き詰まり改革は失敗におわりました。

この一連の改革の失敗は、農民の圧政と貧困をまねき、村・農民は年貢未納と借財のため、さらなる融資を井手武右衛門に求めたことが、この萬日記からも窺い知ることができます。武右衛門の金融の心構えは、「非儀を行わざべし」として、多くの村や農民を救済しました。その業績は称賛すべきとおもいますとともに、この萬日記は近世末期の農村の財政を知るうえで貴重な資料といえます。 (山田 稔)